

## わらすこ広場改修業務委託仕様書

### 1 委託業務内容

- (1) 設計業務
  - ・わらすこ広場の改修設計
  - ・設置遊具及び造作の設計
- (2) 施工業務
  - ・わらすこ広場の壁・床等内装工事
  - ・施設内衛生器具の更新工事
  - ・既存設置物の解体撤去工事
- (3) 遊具製作及び設置業務
- (4) その他関連業務

### 2 基本的なコンセプト

1. 天候に左右されることなく、親子が室内で安全に遊べる場所を設置することで、子どもの心身の健やかな成長を図る
2. 乳児から小学生までを対象に、運動能力や非認知能力・創造性などを育む遊具や備品等を配置し、子どもが主体的に行動し遊ぶ中で、心と身体の成長を促す場とする
3. 親子がふれあえる機会を創出し、子どもの成長や学びに気づける場にするとともに、子育て世代のコミュニケーションが図れる交流の場とする
4. 子育てに関する不安に対応できるよう、併設する新庄市地域子育て支援センターの相談支援が実施しやすい場とする

### 3 各業務の詳細

#### (1) 設計業務の詳細

わらすこ広場の改修にあたっては、次の3つのエリアを設けるとともに、エリアごとに遊びの内容によって安全性に配慮したゾーニングを行うこと。

#### ア) 未満児エリア（0～2歳程度を想定）

- 乳児期と幼児期の異なる活動量に配慮したゾーニングと安全対策
  - 乳児期と幼児期の異なる活動量に配慮したゾーニングを行うこと
  - 乳幼児の安全性向上のため、感染症対策に配慮した内装とすること
- ゾーニングの目的に応じた遊具の配置
  - ゾーニングごとに、その目的に応じて適切な遊具を配置すること
  - 遊具や内装について、施設全体の雰囲気やコンセプトデザインに合わせて統一感を持たせること
- 利用者の利便性向上と、相談支援の実施を考慮した空間作り

- 手荷物等を収納できるスペースを設け、利用者の利便性を向上させること
- 既存の授乳スペースを完全個室化し、調乳設備を有すること
- 相談支援が実施しやすくなるよう、個人情報に配慮した相談室を独立して設けること
- 各種教室や気軽な相談が実施しやすいスペースを設けること
- 子育て世代のコミュニケーションを促進する交流の場、空間となるよう設計すること

イ) 以上児エリア（3～12歳程度を想定）

- 幼児・学童の年齢別の活動量に応じたゾーニングと安全対策
  - 動的なゾーンと静的なゾーンを設けることでさまざまな遊びのニーズに対応できるようにすること
  - 設置遊具等により更にゾーニングすることで年齢層が混在する環境においても安全性を高めること
- ゾーニングの目的に応じた遊具の配置
  - 未満児エリア同様に、施設全体の雰囲気やコンセプトデザインに合わせて統一感を持たせること

（動的なゾーンの要件）

  - 基礎的な体力向上や運動能力の発達を促す運動遊びとして、上下運動を含めたアスレチックの要素やかけっこ等を取り入れた遊具を設置すること
  - デジタル技術等、先進的な手法を取り入れた遊びとして、映像と運動遊びの連動や、デジタル空間を活用した創造性を育む要素を取り入れること

（静的なゾーンの要件）

  - ままごとやお店屋さんごっこなど、ごっこ遊びができる遊具を設置すること
  - 知能的発達の促進に貢献する遊びや、図画工作ができる場所を設置すること
  - 絵本棚や図書棚が設置できる読書スペースを設置すること
- 利用者の利便性向上や、児童の見守り
  - 保護者が以上児エリアを見渡せる位置に見守り用のベンチ等を設置すること
  - 手荷物を収納できるスペースを設け、利用者の利便性を向上させること

ウ) 休憩エリア

- 今後の拡張性や多目的な使用機会を意識し、既存の造作物は撤去すること

- 施設全体の雰囲気やコンセプトデザインに沿っていれば、他のエリアと異なる内装の仕上げとなってもよい
- 休憩エリア内に「常設おさがりひろば」を設置するため、以下の要件を満たす区画を整備すること  
(「常設おさがりひろば」の要件)
  - 壁際に 750cm×300cm 程度のスペースを確保すること
  - 壁面（横幅 750cm 程度）に棚やフック等を設置する可能性があるため、現在の RC 壁の前に、上記が設置可能な素材で壁を設置すること
  - 展示用の什器や棚、フック等及びスポットライト等の電気設備はおさがりひろば実施者が準備するものとする
  - 休憩エリア全体と異なる内装の仕上とすること

#### 【常設おさがりひろば】

着られなくなった子ども服や、使わなくなった状態のいい育児用品などを持ち寄って、譲渡する仕組みで、これを常設展示により実施するもの。

#### エリア全体の共通仕様

1. 床材はクッション性と衛生性を兼ね備え、清掃・消毒が容易な素材を選定すること（休憩エリアの床材はクッション性不要）
2. 空間全体は「緑系統の色」を基調とし、自然と調和した穏やかな雰囲気、全体のデザインに統一感を持たせること
3. 保護者が安心して子どもを遊ばせられるよう、見通しの良さと安全性を高めた環境づくりを重視すること
4. 受付エリアから全体の見通しの良さを意識し、死角となる部分を最小限少なくすること
5. 未満児エリア・以上児エリア・受付エントランスは土足禁止とするため、親子 200 組程度の下足が収納できる下駄箱を備え付けること
6. 既存の衛生器具については、以下の仕様で更新すること
  - 既存器具の廃棄処分を行うこと
  - 広場全体のイメージと調和したデザインの器具とすること
  - トイレの床は既存のウェット式からドライ式へ改修すること
  - 手洗いは設置エリアの対象児童に使いやすいものとする
  - 便器については、幼児専用、節水型大便器、暖房便座等、環境と利用者双方に優しい設備を導入すること

#### その他関連業務

1. 改修に合わせて以下のとおり施設内のサインを見直すこと
  - ピクトグラムを使用し、分かりやすいサインで、施設利用者が目的の場所を探しやすい工夫をすること
  - サインのデザインはフロア全体又はそれぞれの用途に合わせたレイアウトと統一感があるものとする。
  - サイン本体は、堅固かつメンテナンスが容易な仕様とすること。

#### 設計業務に係る特記事項

1. 既存の建築構造に影響を及ぼさない設計とすること
2. 既存の給排水管や変電施設に影響を及ぼさない設計とすること
3. 児童福祉施設であるため、各種法令に対応した設計とすること
4. 現在の来場者数の2倍程度の来場が見込まれるため、それらを考慮した安全性の確保や、現施設の耐荷重を踏まえた設計とすること
5. 搬入搬出ルートが限られるため、それらを考慮した設計とすること
6. 施設の下層が老人福祉施設であるため、施工時の騒音や振動に極力配慮した設計とすること
7. ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した設計とすること
8. 遊具のほか、玩具や備品も含めた積算内容とすること
9. 改修提案においては、維持管理費をなるべく抑えた設計とすること
10. 受付・エントランスエリアの内、事務スペースは現状の場所とするが受付カウンターなどについては、全体の雰囲気に合わせて提案すること
11. 受付管理システム（入退管理等）の導入を検討しているため、その運用を想定した受付・エントランスエリアのレイアウトとすること

#### (2) 施工業務の詳細

##### 施工業務に係る特記事項

1. 工事に伴い発生した解体材、残材等は、法に基づき適切に処分すること
2. アンカーの打ち込み等、建物に直接改良等を行う必要がある場合には、事前に所有者及び市と協議すること

#### (3) 遊具製作及び設置業務

##### 遊具製作及び設置業務に係る特記事項

1. 設置する遊具や造作物は、特記事項に示す基準のほか、一般社団法人幼児教育保育用品協会が発刊する「乳幼児・幼児施設遊具の安全に関するガイドライン」に基づいて製作すること
2. 遊具については、JPFAの公園施設団体賠償責任保険等の生産物賠償責任保険の対象となる製品とすること
3. 遊具の標準的な使用年数を10～20年とし、メンテナンス性や耐久性に優れ

た素材を使用すること

4. 遊具や玩具の日常的な点検、消毒が行いやすい素材を使用すること  
日常的に使用する消毒液：アルコール
5. 配置する遊具については、必要に応じて固定すること

#### 4 業務工程（想定）

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 1. 見積提出    | 候補者決定後、審査会における意見などを踏まえて基本方針を確定し、見積を提出 |
| 2. 仮契約締結   | 上記見積内容で仮契約を締結                         |
| 3. 本契約締結   | 議決承認後、本契約を締結（市議会9月定例会上册予定）            |
| 4. 設計業務の確定 | 基本方針に基づき設計内容を協議し、内容を確定                |
| 5. 施工業務    | 施工期間は3か月程度を想定（施設休館期間）                 |
| 6. 完了検査    | 市検査員による完了検査を受検                        |

#### 5 その他

1. 本仕様書に記載されていない事項で業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議し、実施すること
2. 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。また、異動のあるときも同様とする
3. 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと
4. 業務委託の実施にあたっては、関連法令を遵守すること
5. 本委託業務の履行に伴い発生する成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む。）は、全て発注者に属するものとする
6. 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする
7. 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。なお、複数の事業者で構成するグループで応募した場合の、構成事業者については、この限りでない
8. 受注者が業務委託を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること
9. 受注者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする
10. 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、発注者、

受注者協議の上、解決するものとする

11. 本市は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに業務完了後速やかに返却すること
12. 業務委託契約完了後、受託者が指定する保守事業者と、別に遊具の定期保守契約を締結するものとする

## 6 完了時提出物

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 完了通知書          | 1部 |
| 2. 竣工図書完成図        | 2部 |
| 3. 工事写真           | 2部 |
| 4. 完成写真           | 2部 |
| 5. 管理マニュアル        | 2部 |
| 6. 保証書            | 1部 |
| 7. 上記電子データ        | 1部 |
| 8. その他本市が必要と認めるもの |    |

## 7 施設概要

- (1) 住 所  
山形県新庄市本町 4-33 こらっせ新庄 4 階
- (2) 建物概要  
RC 造 7 階建て（内 5 階まで営業フロア） 1986 年建築（築 40 年）  
1 階 商業フロア・テナント・ホール・企業主導型保育施設  
2 階 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム・デイサロン  
3 階 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム・デイサロン  
4 階 わらすこ広場（新庄市賃借部分）・管理会社事務室  
5 階 スポーツジム・介護予防事業
- (3) わらすこ広場床面積  
こらっせ新庄 4 階フロアの内、約 1,600 m<sup>2</sup>
- (4) わらすこ広場年間来場者数  
32,415 人（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日） 最大 391 人／日

## 8 わらすこ広場運営概要

- (1) 職員構成  
受付担当職員 1 名  
新庄市地域子育て支援センター職員 5 名（うち保育士資格保持者 5 名）
- (2) 開所時間  
午前 10 時から午後 6 時まで（水曜日及び 1 月 1 日休館日）
- (3) その他

年数回利用拡大イベントを実施しているほか、毎月子育て関連イベントや子育て相談、栄養相談、発達相談事業を実施している